

# ヒトと動物の関係学会表彰規定

2024年6月29日

## 第1章 総則

第1条 会則施行規程第1条により本規定を設ける。

第2条 本規定による表彰の種類は、ヒトと動物の関係学会賞、ヒトと動物の関係学会優秀活動賞、ヒトと動物の関係学会優秀発表賞とする。

## 第2章 ヒトと動物の関係学会賞

本賞は、本学会への長年にわたる貢献とともに、「ヒトと動物の関係学」の分野における優れた研究業績を有し、これらの研究を通して広く社会へ貢献した個人を対象とし、本学会が授与するものである。受賞資格は、本学会の会員として計20年以上在籍する者とする。受賞回数は一回のみとし、過去に本賞の受賞歴のある場合は受賞対象とならない。

第1条 賞の授与に関しては、次の各号に従うことを原則とする

- (1) 授賞は毎年1件程度を上限とする
- (2) 賞は賞状、メダルならびに副賞からなる
- (3) メダル等の副賞の内容は、常任理事会の助言に基づいて会長が決定する

第2条 正会員及び名誉会員は、受賞候補者を常任理事会（監事を含む）に推薦することができる。

受賞候補者を推薦しようとする者は、毎年9月30日までに、受賞候補者の氏名、略歴、受賞題目、業績内容を記入した推薦理由書を提出しなければならない。本学会が刊行する学術誌への投稿など、本学会およびヒトと動物の関係に関する教育研究分野における貢献を重視する。

第3条 受賞候補者の選考は、常任理事会（監事を含む）が行う。

第4条 候補者と利害関係を有すると認められる常任理事または監事は、当該候補者の候補者の選考に際して選考から除外する。

第5条 会長は、常任理事会の選考に基づいて受賞者を決定する。

第6条 本賞は、翌年に開催される学術大会において会長が表彰する。

## 第3章 ヒトと動物の関係学会優秀活動賞

本賞は、「ヒトと動物の共生」に関わる各種振興活動や動物を介在した社会福祉の増進等に長年にわたり貢献したと判断された個人または団体を対象とし、本学会が授与するものである。

第1条 受賞資格は、本学会の会員として計10年以上在籍している個人または団体（法人会員・賛助会員）とする。なお、当該個人会員が所属する団体も受賞資格を有する。常任理事会の選考と判断によっては、複数回の受賞を妨げない。

第2条 賞の授与に関しては、次の各号に従うことを原則とする。

- (1) 授賞は毎年1件程度を上限とする
- (2) 賞は賞状、メダルならびに副賞からなる
- (3) メダル等の副賞の内容は、常任理事会の助言に基づいて会長が決定する
- (4) 2名以上の会員が共同活動により受賞した場合は、賞状を受賞者全員に授与する

第3条 正会員及び名誉会員は、受賞候補者を常任理事会（監事を含む）に推薦することができる。

受賞候補者を推薦しようとする者は、毎年9月30日までに、受賞候補者の氏名、略歴、受賞題目、活動内容を記入した推薦理由書を提出しなければならない。本学会が刊行する学術誌への投稿など、

本学会およびヒトと動物の関係に関する教育研究分野における貢献を重視する。

第4条 受賞候補者の選考は、常任理事会（監事を含む）が行う。

第5条 候補者と利害関係を有すると認められる常任理事または監事は、当該候補者の候補者の選考に際して選考から除外する。

第6条 会長は、常任理事会の選考に基づいて受賞者を決定する。

第7条 本賞は、翌年に開催される学術大会において会長が表彰する。

#### 第4章 ヒトと動物の関係学会優秀発表賞（奨励賞）

本賞は、学術大会の口頭研究発表において優秀発表に相当すると判断された学生（専門学校生、大学生、大学院生等）に対し、本学会が授与するものである。

第1条 受賞資格は、本学会の学生会員であり、受賞年の学術大会で口頭での研究発表をしたものとする。ただし、原則として受賞回数は一回のみとする。

第2条 賞の授与に関しては、次の各号に従うことを原則とする。

(1) 授賞は毎年1件程度を上限とする

(2) 賞は賞状ならびに副賞からなる

(3) 副賞の内容は、常任理事会の助言に基づいて会長が決定する

(4) 2名以上の会員が共同活動により受賞した場合は、賞状を受賞者全員に授与する

第3条 優秀発表賞受賞候補者の選考は、学術委員長が指名した会員からなる選考委員会が学術大会時に行う。ベストポスター賞受賞候補者の選考は学術大会時における理事および評議員による投票とする。

第4条 選考委員会は、選考結果を常任理事会に報告する。

第5条 会長は、選考委員会の結果に基づいて受賞者を決定する。

第6条 本賞は、学術大会の最終日において大会長が表彰する。

#### 第5章 ヒトと動物の関係学会 ベストポスター賞

本賞は、学術大会のポスター発表において優秀発表に相当すると判断された者に対し、本学会が授与するものである。

第1条 受賞資格は、本学会の学生会員であり、受賞年の学術大会で口頭ならびにポスターで研究発表をしたものとする。ただし、原則として受賞回数は一回のみとする。

第2条 賞の授与に関しては、次の各号に従うことを原則とする。

(1) 授賞は毎年1件程度を上限とする

(2) 賞は賞状並びに副賞からなる

(3) 副賞の内容は、常任理事会の助言に基づいて会長が決定する

(4) 2名以上の会員が共同活動により受賞した場合は、賞状を受賞者全員に授与する

第3条 優秀発表賞受賞候補者の選考は、学術委員長が指名した会員からなる選考委員会が学術大会時に行う。ベストポスター賞受賞候補者の選考は学術大会時における理事および評議員による投票とする。

第4条 選考委員会は、選考結果を常任理事会に報告する。

第5条 会長は、選考委員会の結果に基づいて受賞者を決定する。

第6条 本賞は、学術大会の最終日において大会長が表彰する。